

第2部 厚生行政の現状

第10章 福祉水準を高める施策はどのように進められているか

第1節 民間社会福祉活動

社会福祉に関する公的施策は、年々着実な進展を見せている。しかし、社会福祉の推進は、公の施策の充実だけでは十全を期待することはできない。住民の関心と理解を深め、かつ、公的施策がその性格上持たされている画一性を補完するほか、独自の分野として開拓的事業を実施していく民間活動の存在が不可欠なのである。このような民間社会福祉活動の中核として活躍しているのが、民生委員、社会福祉協議会および共同募金会である。

第2部 厚生行政の現状

第10章 福祉水準を高める施策はどのように進められているか

第1節 民間社会福祉活動

1 民生委員

民生委員は、地域の福祉増進につとめる社会奉仕者として、広範囲にわたり地域の問題を取り扱い、自主的な活動や関係行政機関に対する協力活動に従事している。民生委員は、厚生大臣がこれを委嘱するものであるが、昭和39年4月1日現在で12万7,633人が委嘱されている。

民生委員の活動状況を見ると、相談・指導および業務取扱い件数は、38年度において659万件に達し、前年比91万件的増加となっている。このうち相談・指導件数が336万件で総取扱い件数の51.0%、世帯更生資金、母子福祉資金およびその他の援護資金のあっ旋などが73万件で全体の11.0%、証明事務が116万件で全体の17.6%となっている。相談・指導のうちでは、生活および家事に関するものが45%、児童問題に関するものが20%、職業相談12%、その他が23%となっている。委員1人当たりの取扱い件数を月平均で見ると、第2-10-1表のとおり5.2件となっており、前年に比べて増加している。

民生委員が職務を行なうためには、社会福祉に関する最新の知識と新鮮な社会感覚が必要であるが、39年度においても、民生委員のための研修会、研究会などの共励事業が中央および各県を単位に活発に行なわれた。これらの民生委員活動を援助するために、同年度、互助共励費の補助金5,500万円が国庫から支出されている。このほか、民生委員は、おもに低所得階層を対象として生活上のあらゆる心配ごとの相談に応ずるために市町村単位に置かれている心配ごと相談所の相談員の中核としても活動してきたのであるが、39年度からは、取り扱ったケースを中心にした民生委員の更生相談実務研修が強化されることとなった。

第2-10-1表 民生委員1人月平均取扱い件数

第2-10-1表 民生委員1人月平均取扱い件数

	総 数	相 談 ・ 指 導					各種資金貸付あっ旋				諸 証 明 事 務	そ の 他
		総 数	職 業	生 活 ・ 家 事	児 童 問 題	そ の 他	総 数	世 帯 更 生 資 金	母 子 福 祉 資 金	そ の 他 の 資 金		
37年度	4.5	2.3	0.3	1.0	0.5	0.5	0.5	0.3	0.1	0.1	0.9	0.8
38	5.2	2.7	0.3	1.2	0.6	0.6	0.6	0.3	0.1	0.2	0.9	1.0

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

第2部 厚生行政の現状

第10章 福祉水準を高める施策はどのように進められているか

第1節 民間社会福祉活動

2 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、一定の地域社会において、住民が主体となり、社会福祉その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加をえて、地域の実情に応じ、住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的な組織である。したがって、活動の範囲は、世帯更生運動や生活改善など低所得階層の更生援護を初めとして、老人・児童・身体障害者・精神薄弱者などの福祉の増進などきわめて広範囲なものとなっている。社会福祉協議会は、都道府県を単位とする組織を基盤とし、傘下に市区町村単位のものがあり、また、都道府県社会福祉協議会の連合体として、全国社会福祉協議会が置かれている。このような組織の結成率はきわめて高く、市区町村社会福祉協議会の場合でもほとんどの市区町村が社会福祉協議会を結成している(第2-10-2表参照)。

第2-10-2表 市区町村社協結成状況

第2-10-2表 市区町村社協結成状況
(単位：%)

	市	町	村	区
35年	97.6	90.4		98.8
37	99.4	96.7	97.2	100
39	99.7	97.7	98.3	100

厚生省社会局調べ

これまで、社会福祉協議会は、地域組織活動をより活発化するために、福祉活動の専門家および専任事務職員を置くように努力を重ねてきた。このような社会福祉協議会の動きに応じて、38年度より毎年都道府県社会福祉協議会に平均3名の福祉活動指導員を、全国社会福祉協議会に10名の企画指導員を、それぞれ設置するための補助金3,000万円を国庫より支出し、その活動の進展に大きな援助を与えている。このようにして、都道府県社会福祉協議会は、近年非常に充実してきたのであるが、基本単位である市区町村社会福祉協議会にはかなりの格差が見られ、必ずしも十分な活動を行なっているとはいえないものも少なからず見られるのであって、その打開策の一つとして、熟練した専任職員の設置充足が今後の課題となっている。なお、専任職員を設置している市区町村社会福祉協議会は、現在、市で約70%、区で約50%、町村で約20%弱と推計されている。

なお、社会福祉協議会は、地域住民の組織的自主活動により保健福祉の水準を高めるため、保健関係民間諸団体とも緊密な連携を保ちつつ、保健福祉地区組織の育成強化につとめている。

第2部 厚生行政の現状

第10章 福祉水準を高める施策はどのように進められているか

第1節 民間社会福祉活動

3 共同募金会

民主社会における社会連帯性の自覚と強化のための国民運動として始まった共同募金も、発足以来18年目を迎えた。この運動は、中央および各都道府県の共同募金会が実施主体となっている。一般募金・歳末たすけあい募金の募金状況は、順調な伸びを示しており、38年度までの累積は230億円にも達し、民間社会福祉事業の財源確保のために大きく寄与してきた(第2-10-3表参照)。38年度の募金実績を見ると、24億円に達し、共同募金が始まった22年度の実績約6億円から比べると4倍の伸びを示している。一般募金は、例年通り10月1日から12月末日まで実施され、20億円の募金を集めており、前年比11%増となっている。これを募金方法別に見ると、戸別募金が68.8%で募金全体にしめる位置はなお首位を確保しているものの、前年の72.7%に比べれば低下しており、傾向的には近年低下の一途をたどっている。法人募金は、15.6%をしめ、戸別募金と反対に年々その割合が増す傾向にある。

第2-10-3表 共同募金実績額

第2-10-3表 共同募金実績額
(単位：千円)

	総 数	一般募金	歳末たすけあい募金(災害を含む)
総 額	23,087,128	20,626,927	2,460,201
34年度	1,810,082	1,397,165	412,917
35	1,989,877	1,534,696	455,181
36	2,027,449	1,622,008	405,441
37	2,303,999	1,823,497	480,502
38	2,436,824	2,027,876	408,948

厚生省社会局調べ

38年度共同募金の配分は、第2-10-4表のとおりである。

第2-10-4表 38年度共同募金の事業別配分状況

第2-10-4表 38年度共同募金の事業別配分状況

	総 数	児 童 福 祉	福 祉 施 設 を 含 む 生 活 保 護 (老 人)	医 療 保 護	身 体 障 害 者 福 祉	更 生 保 護	小 地 域 社 会 福 祉	都 道 府 県 社 協 等	援 護 資 金 等 歳 末 た す け あ い
配 分 額(千円)	2,279,840	517,513	253,062	49,316	21,753	24,578	849,218	149,854	406,294
構 成 比 (%)	100.0	22.7	11.1	1.9	1.2	1.2	33.1	5.7	23.1

厚生省社会局調べ

(注) お年玉はがき寄附金を含む。

なお、このほか民間社会福祉事業が必要な資金を調達する手段の一つとして、特殊法人たる社会福祉事業振興会からの低利融資(年利5分1厘1毛)の制度がある。この貸付けの原資は、従来その全額が政府出資によってまかなわれていたが、39年度には増資1億円(出資金累計10億5,000万円)のほかに、資金運用部資金から3億円の借入れを行ない、償還額2億円と合わせて6億円にのぼる資金をもって民間の需要に応えることとしている。

第2部 厚生行政の現状

第10章 福祉水準を高める施策はどのように進められているか

第2節 低所得階層の福祉

1 世帯更生資金貸付制度

世帯更生資金貸付制度は、低所得世帯に対し生業費、医療費などを低利で貸し付けるとともに、必要な援助指導を行ない、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進をはかろうとするものである。貸付けは、都道府県社会福祉協議会が行ない、貸付けに要する原資は、その全額を都道府県が都道府県社会福祉協議会に補助し、国は都道府県が補助する費用の2/3を都道府県に対して補助することとしている。この制度においては、単に融資するだけでなく、それと並行して民生委員が借受世帯に対し生活面での個別的な援助指導を行なうこととされているが、この点は低所得世帯の自立更生をはかるためにきわめて効果的であり、この制度の特色となっている。

現在、低所得世帯の多様な需要に応じよう、第2-10-5表のとおり7種類の資金の貸付けを行なっている。貸付財源は、制度が創設された30年度から39年度までの国および都道府県の補助金累計額81億円余をもってあてているが、貸付原資に対する国および都道府県の補助実績も年々累増の一途をたどっている。

第2-10-5表 世帯更生資金貸付条件一覧

第2-10-5表 世帯更生資金貸付条件一覧

		貸付制度	据置期間	償還期限	備 考
更生資金	生 業 費	円以内 150,000	1年以内	6年以内	貸付限度特に必要と認められる場合 200,000円以内
	支 度 費	15,000	6月*		
	技能習得費	月 1,500			
身体障害者更生資金	生 業 費	円以内 150,000	1年以内	8年以内	貸付限度特に必要と認められる場合 200,000円以内
	支 度 費	15,000	6月以内		
	技能習得費	月 1,500	1年以内		
生活資金	生 活 費	円以内 月 4,500	6月以内	3年以内	貸付期間 技能習得費又は療養資金借受中
	出 産 費	5,000			
	葬 祭 費	5,000			
住宅資金	改 修 費	円以内 100,000	6月以内	6年以内	増築を含む
	転 宅 費	12,000		3年以内	
修学資金	修 学 費	円以内 月 1,500	6月以内	5年以内	自宅通学 10,000円以内 自宅外* 15,000円*
	就学支度費	15,000			
療 養 資 金		円以内 100,000	6年以内	5年以内	療養期間1年以内に限る
災 害 援 護 資 金		円以内 100,000	1年以内	6年以内	

厚生省社会局調べ

(注) 貸付利率は年3分。ただし、修学資金は無利子

40年度予算では、国庫補助金が前年度より1億円増の11億円に増額され、これに都道府県費を加えると合計16億5,000万円が新たに貸付原資として補助されるほか、貸付条件についても、高校入学時の就学支度費(1万5,000円以内)の新設、貸付限度の引上げ(生活資金の生活費は月3,000円から月4,500円に、療養資金は5万円から10万円に引き上げる。)等、低所得階層の需要に応じよう改善がはかられた。

近年の貸付状況は第2-10-6表のとおりで、その顕著な傾向としては、第1に、更生資金、身体障害者更生資金が、毎年度、件数・金額ともに全体の半ば以上をしめていること、第2に、住宅資金、修学資金の伸びが近年著しく大であること、第3に、生活資金は36年度以降絶対額も少なく、ほとんど横ばい状態であること、第4に、療養資金は総額が年々減少している反面1世帯当たりの貸付額が増加していること、そして第5に、各年度の貸付総額が年々着実に伸びていることである。このうち療養資金の減少は、おもに医療保険の充実による医療費自己負担額の軽減によるものと考えられ、生活資金の伸び悩みは、生活費の単独貸付が認められていないことなどの理由によるものと考えられるが、総じて、消費的な資金に比べ、将来果実を生むことが期待できる更生資金、修学資金などのいわゆる投資的な資金の著しい伸長傾向を見ることが出来る。

第2-10-6表 年度別、資金種類別世帯更生資金貸付決定状況

第2-10-6表 年度別、資金種類別世帯更生資金貸付決定状況

(単位：千円)

	34年度	35	36	37	38
総数	(27,386) 972,505	(28,301) 1,123,645	(30,673) 1,589,714	(29,626) 1,754,051	(31,812) 2,157,338
更生資金	(15,761) 655,533	(71,119) 796,191	(14,017) 821,803	(11,765) 794,398	(12,289) 963,036
身体障害者更生資金	—	—	(3,446) 234,674	(3,489) 265,432	(3,620) 323,307
生活資金	(3,340) 90,112	(2,096) 58,278	(77) 950	(64) 850	(71) 976
住宅資金	—	—	(5,436) 287,310	(3,635) 224,735	(4,868) 359,529
修学資金	—	—	(474) 8,888	(907) 24,916	(1,832) 75,594
療養資金	(8,285) 226,860	(9,086) 269,176	(7,223) 236,089	(6,101) 215,571	(5,650) 207,240
災害援護資金	—	—	—	(3,665) 228,149	(3,482) 227,656

厚生省社会局調べ

(注) 1 ()内は世帯数を示す。

2 生活資金には、35年度まで家屋補修費が含まれていた。

次に、更生資金、身体障害者更生資金の用途目的別内訳を見ると、その9割強が生業費であるが、卸小売商、各種製造加工、農漁業のように比較的単純な業種に集中しており、理容・美容、洗たく業、印刷業など特殊な技能を必要とする業種に対する貸付けはきわめて少ない。

次に、償還の状況を見ると、償還期到来額に対する償還済額の比率は、年々向上しており、38年度は、37年度の73.3%からさらに改善されて、76.8%となっている。

この制度の今後の問題としては、次の2点の検討が必要と考えられる。第1は、生業費の貸付けは、現実には零細な自営業による自立をはかることとなっているが、近年産業構造の高度化の進展などに伴い、零細企業の地位が低下し、停滞的な動向を示している中で、安定した経営を可能にし自立効果をよりいっそう確実にするためには、専門的な立場からする生業指導的機能をこの制度の中に織り込むなどの措置を考慮するとともに、現在の貸付限度額によって営みうる生業の規模の制約を打破する意味で、貸付限度額の引上げなどを検討する必要がある。第2は、実施体制の問題である。この制度に対する国庫補助は、各都道府県に対するいわゆる奨励補助としての性格を有するものであるが、この制度の実施は各都道府県間においてあまり不均衡を生じないことが望ましい。しかし、現実には、貸付額、申込みに対する決定の比率、償還率などにおいて、都道府県の間にはかなりの不均衡が見られる。この不均衡の原因の一つは、社会福祉協議会、民生委員などの実施体制のアンバランスにあると思われるので、その整備を強化して、この制度の均衡ある運用を期することが必要である。

第2部 厚生行政の現状

第10章 福祉水準を高める施策はどのように進められているか

第2節 低所得階層の福祉

2 授産事業

授産事業は、労働能力の比較的低い低所得者に対し、就労の機会を与え、または技能を修得させることによって、これらの者の保護と自立更生をはかることを目的とする社会福祉事業である。授産施設の推移は、第2-10-7表に示すとおりであって、施設数、利用者数において38年度はやや減少した。この原因は、主として近年の社会経済の発展に伴う労働力需要の増大にあると思われるが、授産事業は寡婦、身体障害者など一般労働市場における就業になじみにくい低所得者に対する施策として重要な意義をもっているため、なお積極的な振興策を講ずる必要がある。授産事業の振興策としては、施設整備については、従来保護施設のみが社会福祉施設整備の国庫補助対象とされてきたが、39年度からは社会福祉事業法による授産施設も補助対象とされた。施設事務費については、事務費の算定基礎となる職員の処遇などについて毎年改善がなされてきたが、40年度においては国家公務員と同じ格付相当の人員費とすること、定員規模を細分化して格差を是正することなどの改善がなされた。今後においても、母子世帯の母、身体障害者その他通勤が困難な人たちのために有用な家庭授産の振興、指導者の養成、授産施設に対する経営指導員の設置等の方策を講ずる必要がある。

第2-10-7表 授産施設数および取扱い人員

	社会福祉事業法による施設			生活保護法による施設		
	36 年 末	37	38	36	37	38
施 設 数	171	167	163	228	216	207
利 用 定 員 数	6,740	7,274	7,839	8,916	7,978	8,301
利 用 者 数	5,752	5,837	5,688	7,076	6,607	6,327
(利用被保護者数)	(844)	(473)	(519)	(4,709)	(4,339)	(4,249)

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

第2部 厚生行政の現状

第10章 福祉水準を高める施策はどのように進められているか

第2節 低所得階層の福祉

3 公益質屋

公益質屋は、低所得階層に対する簡易にして迅速な庶民金融機関であり、低所得階層対策としての公益性を十分発揮しうる質屋を確立するため市町村(特別区を含む。)または社会福祉法人が設置経営するもので、民営質屋と比較すると、利率(月3分以内)その他の点で質置主本位のたてまえがとられている。

最近の公益質屋の設置状況および貸付け状況は、第2-10-8表のとおりであって、公益質屋数および貸付口数は逐次減少の傾向をみせており、貸付金額もやや減少しつつある。この原因としては、近年の社会保障諸施策の充実、月賦販売制度の普及発達による一時拠出の必要の減少などが考えられるが、1口当たりの金額は、5年間に54.5%の増加を示している。

第2-10-8表 公益質屋数、貸付状況の推移

	公益 質屋数	口 数	金 額	1口当 たり金 額
34年度	836	2,498,673	3,294,048	1,318
35	848	2,238,440	3,139,502	1,403
36	831	1,903,138	3,094,659	1,626
37	807	1,709,982	3,149,926	1,842
38	756	1,475,694	3,005,107	2,036

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

公益質屋の総収入および総支出を見ると、38年度においては、収入4億1,401万円、支出6億3,273万円で、約2億1,900万円の赤字を生じた。ここ数年間、赤字は増加傾向にあるが、これは、貸付金利子収入の減少、人件費の増加などが原因となっており、経営の健全化をはかるためにも、営業時間の繰下げ、住民に対する周知徹底など地域の需要に応じた利用者のための適切な配慮が望まれる。

第2部 厚生行政の現状

第10章 福祉水準を高める施策はどのように進められているか

第2節 低所得階層の福祉

4 低家賃住宅

26年における公営住宅法の制定により、低所得階層を対象とする低れんな家賃で住宅を供給する恒久的な国策が年次計画により推進されることになった。現在、公営住宅は、月収2万円をこえ3万6,000円未滿の階層を対象とする第1種と、月収2万円以下の階層を対象とする第2種に分れており、その家賃は、38年度建設分、第1種木造最低2,500円、最高4,800円、中層耐火最低3,000円、最高約6,600円、第2種木造最低1,500円、最高3,600円、中層耐火最低2,100円、最高4,800円(建設省調べ)となっている。この公営住宅は、戦後20年度から38年度までに約90万7,000戸が建設されたが、その内訳は、第1種が約46万8,000戸、第2種が約27万1,000戸、災害住宅などその他が約16万8,000戸である。また、39年2月閣議決定された39年度から41年度までの第5期公営住宅3か年計画では、第1種8万戸、第2種12万戸、計20万戸の建設が計画されているが、39年度においては271億円の予算で第1種2万4,000戸、第2種3万6,000戸が建設されることになっている。

公営住宅のうち特に所得の低い階層を対象とした第2種公営住宅は、これら低所得階層の生活に重大な関連を有するものである。したがって、厚生大臣は、建設大臣が行なう第2種公営住宅の建設計画の作成、家賃又は入居条件等の変更その他について、低所得階層の福祉を確保する立場からあらかじめ協議を受けるものとされている。

第2種公営住宅に対する入居希望者がきわめて多いことは、39年度の東京都における競争率が27倍となっていることからみても明らかであるが、近年地価の高騰などに伴い、第2種公営住宅の家賃さえかなりの高額(中層耐火4,800円)の水準に決められる傾向がある。低所得階層ほど、家計費にしめる家賃の比率が高いことについては、35年の建設省住宅需要実態調査においても明らかにされているところであって、国庫負担の内容改善など住居の水準に比し、低所得階層の負担が過大にならないための措置が望まれるしだいである。また、低所得階層に対する住宅対策の推進のためには、国はもとより、地方公共団体の供給体制の充実と適正な管理が要求されることはいうまでもない。この趣旨に基づき、39年8月、各都道府県知事に対し、建設省住宅局長、厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長連名をもって、第2種公営住宅建設計画作成に関する建設・民生両主管部局の緊密な連絡体制の確立、低所得階層の住宅事情の実態は握、家賃・敷金の減免、徴収猶予の措置の配慮、その他につき通達されている。

第2部 厚生行政の現状

第10章 福祉水準を高める施策はどのように進められているか

第3節 消費生活協同組合

消費者が自らの生活を守り、向上させるために自発的に組織する生活協同組合は、第2-10-9表に見るとおり、年々その数が増加し、また、1組合当たりの組合員数は昭和35年度末の3,952人から38年度末には5,399人に増加し、事業総額においても供給事業、利用事業ともに35年度末の4,924万円、664万円から38年度末の7,562万円、1,334万円へと着実な増加が見られる。地域を母体として成立する地域組合においては、活動中の組合の数が減少したことが注目されるが、他方、1組合当たりの供給事業総額は著しく増加しており、このことは、組合員相互の協同意識の弱い一部の弱小組合がスーパーマーケットの攻勢その他の原因によって姿を消していった反面、このような情勢の中であってなお発展を続けている組合の多いことを物語るものと考えられる。しかし、発展を続けている組合の中にも職員給与の上昇や設備拡張などのための資金借入れによる金利負担の増大などのため損益分岐点が異常に上昇したり、近隣地区の安売り競争にまき込まれたりして、危機的様相を呈しているものも見受けられる。組合がこれらの諸困難を克服していくためには、組合員の強固な協同意識にささえられていることが第一条件であって、この協同意識を昂揚するための不断の努力が要請されている。

第2-10-9表 消費生活協同組合数

	総数	地域組合	職域組合	連合会
35年度末	1,020	448	545	27
36	1,065	432	601	32
37	1,150	486	628	36
38	1,174	477	659	38

資料：厚生省社会局調べ

(注) 活動中の組合数のみを掲げた。

近年の動向の中で注目すべきものは、住宅事業の増加と共済事業の普及・充実である。住宅事業を実施する組合は、39年9月25日現在で25を数えているが、このうち10組合が、38年以降に設立されたものである。共済事業については、第2-10-10表に示すとおり、38年度の加入者数は前年度に比して58万余人の増加を示し、給付内容についても火災共済金額の最高限度を200万円にまで引き上げた組合も現われるなど大幅な改善がみられた。

第2-10-10表 共済事業の状況

第2-10-10表 共済事業の状況

年度	総 数				地 域 組 合				職 域 組 合			
	組合数	加入者数	掛金高	給付高	組合数	加入者数	掛金高	給付高	組合数	加入者数	掛金高	給付高
		千人	百万円	百万円		千人	百万円	百万円		千人	百万円	百万円
35	91	1,278	1,044	382	49	704	494	96	42	723	550	286
36	110	1,685	1,188	558	55	932	506	175	55	752	682	383
37	89	1,977	1,453	657	58	1,259	709	235	31	718	744	422
38	115	2,552	2,927	1,240	69	1,465	1,089	358	46	1,087	1,838	883

厚生省社会局調べ

このように生活協同組合の事業は、戦後の日用必需品の確保を中心とするものから、しだいにその範囲を拡大して、組合員の生活の多方面にわたる安定と向上に寄与するに至っている。

組合の資金は、主として出資金と借入金とでまかなわれているが、その動向は、第2-10-11表のとおりで、借入金の増加が著しい。この借入金を借入先別に見ると、労働金庫の39.5%、市中金融機関の26.5%などが目立ち、地方公共団体や、年金福祉事業団からの融資のような公的資金の融資は11.1%をしめるにすぎない。しかし、年金福祉事業団の融資額は、39年度においては前年度を1億6,000万円上回る6億8,270万円にのぼり、その6割強が住宅事業への融資でしめられている。なお、消費生活協同組合資金の貸付けに関する法律に基づき、都道府県が組合に貸し付ける設備資金の1/2を国が都道府県に貸し付けているが、この国の貸付資金高は、39年度は前年度と同額の1,300万円となっている。

第2-10-11表 消費生活協同組合における出資金・借入金の推移

第2-10-11表 消費生活協同組合における出資金・借入金の推移
(各年度末残高)

(単位：千円)

年 度	総 数		地 域		職 域	
	出 資 金	借 入 金	出 資 金	借 入 金	出 資 金	借 入 金
32 年 度	1,258,145	1,712,170	445,517	684,693	812,628	1,027,477
33	1,382,286	1,955,865	514,776	834,726	867,510	1,121,139
34	1,859,268	2,700,403	650,644	1,096,361	1,208,625	1,604,042
35	2,257,521	3,635,446	789,230	1,393,133	1,468,291	2,242,313
36	2,511,749	4,230,259	975,702	2,338,646	1,536,047	1,891,613
37	3,160,421	5,350,270	1,056,993	3,060,657	2,103,428	2,289,613
38	3,871,534	8,567,129	1,459,109	4,565,704	2,412,425	4,001,425

厚生省社会局調べ

第2部 厚生行政の現状

第10章 福祉水準を高める施策はどのように進められているか

第4節 婦人保護事業

売春防止法による要保護女子(性行又は環境に照らして売春を行なうおそれのある女子)の保護更生に関する業務は、婦人相談所、婦人相談員および婦人保護施設などが中心となって実施している。

婦人相談所、婦人相談員が取り扱った対象者は、第2-10-12表のとおり、その半ば以上が売春経歴のない者でしめられており、これらの機関の機能の重点は、要保護女子の転落後の保護更生よりも転落の未然防止にあることがうかがえる。また、これら機関の受付件数を経路別に見ると、本人自身の来訪というケースが婦人相談所においては40.5%、婦人相談員においては50.6%と最も多く、婦人相談所、婦人相談員が広く相談相手としての機能を果たしつつあることがうかがえるのである。

第2-10-12表 婦人相談所受付者数

	総 数		売春歴のあるもの		売春歴のないもの	
	人	%	人	%	人	%
36年度	20,486		10,184	49.7	10,302	50.3
37	19,551		8,728	44.6	10,823	55.4
38	20,011		8,615	43.1	11,396	56.9

厚生省社会局調べ

要保護女子を収容する婦人保護施設の設置状況は、第2-10-13表のとおりであるが、入所女子の知能指数を見ると知能指数70未満の精神薄弱の女子が40%をしめている。このような女子は、収容期間の長期化を招くうえ、他の一般要保護女子との混合収容が施設運営に与える弊害が多いことから、これらの女子を専門に収容する婦人保護長期収容施設(定員100名)が、40年4月千葉県館山市内に開設された。施設に収容した女子に対してとられるべき措置は、要保護女子とみなされるに至った理由ないし原因(異常性格、精神薄弱、生活の乱れなど)の多様性と社会復帰の可能性の大小に応じて、高度の専門的な知識と技術に基づいて実施されることが望ましく、この意味において、今般の長期収容施設の開設の意義は大きい。

第2-10-13表 婦人保護施設設置状況

第2-10-13表 婦人保護施設設置状況
(39年4月1日現在)

	施設数	定員
総数	65	2,365人
都道府県	50	1,797
市	4	148
社会福祉法人	10	375
その他	1	45

厚生省社会局調べ

(注) 都道府県の設置した施設のうち13施設(定員720人)は社会福祉法人に、2施設(定員130人)はその他適当と認める者に経営を委託している。

第2部 厚生行政の現状

第10章 福祉水準を高める施策はどのように進められているか

第5節 同和対策等

厚生省が33年4月1日現在で実施した調査によれば、30府県、1,225市町村に、約4,100の同和地区が散在し、約25万3,000世帯、122万人がこの地区に居住している。これら地区における生活環境の立地条件ははなはだ悪く、保健衛生上、火災予防上からも憂慮すべき状態で、地区内の生活水準は、おおむね低い。

28年以後38年度までに、国庫補助を受けて隣保館169か所、共同浴場105か所、共同作業場115か所、下水排水路354か所、共同便所109か所、共同井戸105か所、共同炊事洗たく場19か所および地区道路264か所等の事業が行なわれ、これら地区の環境改善がはかられている。なお、最近の事業実施状況は、第2-10-14表のとおりである。

第2-10-14表 同和対策事業および国庫補助額

第2-10-14表 同和対策事業および国庫補助額 (単位:千円)

	34 年 度		35		36		37		38	
	か所	金 額	か所	金 額	か所	金 額	か所	金 額	か所	金 額
隣保館運営費	—	—	40	6,780	61	10,001	92	15,291	136	22,035
施設整備費総額	—	50,315	—	126,162	—	192,283	—	247,395	—	308,266
隣保館	9	13,528	25	44,792	28	74,211	38	100,560	39	104,213
共同浴場	16	20,647	23	33,227	21	33,732	12	21,848	14	23,042
共同作業場	12	5,447	27	12,626	22	14,258	26	18,528	28	35,744
下水排水路	41	10,693	67	19,641	74	26,870	86	34,628	86	37,635
共同便所			26	950	21	587	33	935	29	624
共同炊事洗たく場			7	628	5	394	3	304	4	331
共同井戸			27	5,818	34	5,584	17	3,053	27	5,233
地区道路					44	31,853	93	65,672	127	94,819
その他				8,480		4,794		1,867		6,627

厚生省社会局調べ

(注)「その他」には、ごみ焼却炉(場)、火葬場、貯りゅう槽、墓地移転、と場移転、街灯、納骨堂等の合計額を記入した。

同和地区の問題は、単に厚生省が行なう各種施策のみで解決できるものではなく、一般国民のこの問題に対する正しい理解と認識とあわせて、関係各省の施策が有機的に総合されなければ問題解決の効果は期待できない。このため、政府は、28年10月に各省の連絡調整機関として地方改善事業協議会を厚生省に設け、さらに、33年10月内閣に同和問題閣僚懇談会を設置し、34年5月には同懇談会において同和対策事業実施方針を定めた「同和対策要綱」が了承された。この要綱の趣旨とするところは、同和問題解決のための10か年計画を樹立して、同和地区の経済確立対策、環境改善対策および教育事業の推進の3点に重点をおき、その実施にあたっては、モデル地区を設定し、地区住民の自覚と積極的な協力をもととした受入態勢を促進するとともに、各省の施策を実情に即して総合的に集中することにより、有効適切な成果をあげようとするもので

ある。厚生省においては、この要綱に基づいて、38年度に一般地区対策費1億6,524万円、モデル地区対策費1億4,302万円の国庫補助を行ない、前掲の施策に加えて、ごみ焼却炉、火葬場、墓地移転、街灯などの整備をはかっている。なお、地区住民の生活改善および向上、保健福祉の増進をはかるため、市町村が設置している隣保館の運営費についても国庫補助を行なっている。一方、35年8月に総理府に設置された同和対策審議会においては、36年12月に内閣総理大臣から「同和地区に関する社会的および経済的諸問題を解決するための基本方策について」の諮問がなされ、調査・教育・産業・職業・環境改善の各部会が設けられ、40年8月の答申を目途として、現在審議が続けられている。

次に、いわゆるスラムと呼ばれる都市における不良環境地区は、35年の建設省の調査によれば、全国248市に875地区、約15万戸がある。これらの地区は、不良住宅が過度に密集する等生活環境の状態が劣悪である。

このような都市の不良環境地区に類似したものに北海道アイヌ集落があるが、北海道庁が38年に調査したところによれば、33市町村に73地区、6,500世帯、3万5,000人が数えられる。このほか、石炭産業の不況の影響を受けた産炭地区があるが、これらを含めて不良環境地区については、建設省が住宅地区改良法に基づき、年次計画により改良住宅の建設を進めており、38年度には4,500戸が建設されている。厚生省においても、不良環境地区改善事業として、36年に総合福祉施設としての生活館や共同浴場の整備に対し国庫補助を行ない、37年度からは共同作業場、下水排水路、共同炊事洗たく場および共同井戸を補助対象としている。

その事業実績は、第2-10-15表のとおりである。

第2-10-15表 不良環境地区改善事業および国庫補助額

第2-10-15表 不良環境地区改善事業および国庫補助額
(単位：千円)

	36年度		37		38	
	か所	金額	か所	金額	か所	金額
総数	—	17,493	—	31,550	—	36,915
生活館	7	14,963	12	26,250	13	27,974
共同浴場	3	2,440	2	1,855	2	2,105
共同作業場			3	1,935	7	4,760
下水排水路			2	384	1	426
共同炊事洗たく場			2	270		
共同井戸			5	856	5	1,650

厚生省社会局調べ

第2部 厚生行政の現状

第10章 福祉水準を高める施策はどのように進められているか

第6節 災害救助

災害救助法は、社会秩序に影響を及ぼす一定規模以上の災害が発生した場合、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体および国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行ない、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全をはかることを目的としており、その実施上の権限と義務は、都道府県知事が有している。

救助の種類は、収容施設の供与(避難所・応急仮設住宅)、たき出し、飲料水の供給、被服寝具その他生活必需品の給与、医療および助産、被災者の救出、住宅の応急修理、生業資金の貸与、学用品の給与、埋葬、死体の搜索および処理、障害物の除去となっており、実施にあたっては、その程度、方法および期間について、あらかじめ定められている基準に従って行なわれることとなっている。

救助に要した費用は、都道府県が支弁することになっており、当該費用が、年間に100万円をこえた場合は、国が、当該都道府県の財政力に応じて、当該費用の50~90%を負担することとなっている。

最近5年間における災害救助法の適用状況は、第2-10-16表のとおりである。

第2-10-16表 災害救助法適用状況

	35年	36	37	38	39
法適用都道府県延べ数	34	58	40	19	35
実数	22	33	25	13	22
法適用市町村延べ数	88	512	203	74	148
災害救助費支出額(千円)	170,846	1,435,468	213,441	139,462	839,000 (推計)
災害救助費国庫負担額(・)	74,833	757,403	106,720	69,619	552,000 (推計)
国庫負担対象都道府県数	7	22	20	12	20

厚生省社会局調べ

39年度においては、6月の新潟地震を初めとして、7月の山陰北陸豪雨、9月の20号台風、40年1月の大島町(東京)火災等と被害規模の大きな災害が相つぎ、延べ35都道府県、148市町村に災害救助法が適用された。国庫負担の対象となる都道府県は20に達し、救助費総額は約8億4,000万円、国庫負担所要額は、約5億7,000万円となっている。

災害救助法による救助は、あらゆる災害対策のなかでも最も緊急を要する問題であり、災害と同時に的確な救助を実施することが必要であるので、救助の第一線機関である都道府県および市町村の救助体制を確立することが強く要請されることである。

厚生白書(昭和39年度版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare